

生駒市訓令甲第3号

生駒市事務専決規程及び生駒市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程及び生駒市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「、高山竹林園所長」を削る。

第34条中第12号及び第13号を削り、第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、第8号の次に次の4号を加える。

(9) 高山竹林園の使用許可に関する事。

(10) 高山竹林園の休館日、開館時間等の変更に関する事。

(11) テレワーク&インキュベーションセンターの使用許可に関する事。

(12) テレワーク&インキュベーションセンターの休館日及び使用時間の変更に関する事。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第2条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長事務部局の課」の次に「、消費生活センター」を加

え、「、清掃リレーセンター、高山竹林園」を削り、「消費生活センター」を
「清掃リレーセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。